

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	後期高齢者医療保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安芸市は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

安芸市長

## 公表日

令和7年1月8日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律及び高知県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収納事務を行う。</p> <p>特定個人情報は以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・申請等の受理、事実についての審査及び応答に関する事務</li><li>・被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証及び限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務</li><li>・後期高齢者医療給付の支給に関する事務</li><li>・措置に関する事務</li><li>・一時差止めに関する事務</li><li>・保険料の賦課・徴収に関する事務</li></ul>
③システムの名称	後期高齢者医療システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 宛名連携システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項、別表85の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表115の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	安芸市役所総務課総務係 (住所)〒784-8501 高知県土居82番地1 (電話番号)0887-35-1000
-----	---------------------------------------------------------------

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	安芸市役所市民保険課国保年金係 (住所)〒784-8501 高知県土居82番地1 (電話番号)0887-35-1002
-----	-------------------------------------------------------------------

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<b>8. 人手を介在させる作業</b>		[ <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない ]
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>後期高齢者医療システムは住基情報が連携されており、手入力によるマイナンバーの登録作業はなく、紐づけ誤りは発生しない構造になっている。 その他の項目の入力については、ダブルチェックを実施している。</p>	
<b>9. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 ]	[ <input type="checkbox"/> 内部監査 ] [ <input type="checkbox"/> 外部監査 ]
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b>		[ <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する ]
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>	
当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	毎年度、全職員を対象に研修が行われている。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署②所属長	山崎 富貴	畠中 龍雄	事後	人事異動に伴う変更
平成31年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	市民課 畠中 龍雄	課長	事後	様式変更
令和1年6月25日	IV リスク対策	(新規項目)	(新規項目)	事後	様式変更
令和2年11月6日	I-8	安芸市役所市民課課国保年金係	安芸市役所市民課国保年金係	事前	部署名の修正
令和2年11月6日	II-1	令和元年6月1日	令和2年11月6日	事後	計数の時点変更
令和2年11月6日	II-2	令和元年6月1日	令和2年11月6日	事後	計数の時点変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号、別表第2の80、82、83項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号、別表第2の80、82、83項	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による変更
令和5年6月30日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務③システムの名称	後期高齢者医療システム 宛名連携システム 中間サーバー	後期高齢者医療システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 宛名連携システム 中間サーバー	事後	
令和5年6月30日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項、別表第1の第59	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項、別表第1の第59 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第46条	事後	
令和5年6月30日	II-1	令和2年11月6日	令和5年6月30日	事後	計数の時点変更
令和5年6月30日	II-2	令和2年11月6日	令和5年6月30日	事後	計数の時点変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月15日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	(住所)〒784-0001 高知県安芸市矢ノ丸1丁目4-40	(住所)〒784-8501 高知県安芸市土居82番地1	事後	庁舎移転
令和6年2月15日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	(住所)〒784-0001 高知県安芸市矢ノ丸1丁目4-40	(住所)〒784-8501 高知県安芸市土居82番地1	事後	庁舎移転
令和6年9月24日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項、別表第1の第59  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第46条	番号法 第9条第1項、別表85の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	事後	法改正に伴う変更
令和6年9月24日	I-4-②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号、別表第2の80、82、83項	番号法 第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表115の項	事後	法改正に伴う変更
令和6年9月24日	I-5、8	市民課	市民保険課	事後	組織改編に伴う変更
令和6年12月27日	IV-4	委託しない	委託あり(リスクへの対策:十分である)	事後	入力誤りによる
令和6年12月27日	IV-8	記載無し	(リスクへの対策:十分である) 後期高齢者医療システムは住基情報が連携されており、手入力によるマイナンバーの登録作業はなく、紐づけ誤りは発生しない構造になっている。 その他の項目の入力については、ダブルチェックを実施している。	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加口
令和6年12月27日	IV-11	記載無し	9)従業者に対する教育・啓発 (対策:十分である) 毎年度、全職員を対象に研修が行われている。	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加口